

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第8回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年1月31日（金曜日）13：00～17：25

場所：河内長野市役所 6階 602会議室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜聴取対象者＞ 生活保護所管課の前課長（課長在籍期間：平成21年4月から平成24年3月まで）

＜市側説明者＞ 小川生活福祉課参事

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査

1 関係者聴取について

平成21年4月から平成24年3月までの間、生活保護所管課の課長を務めた前課長1名（平成24年3月末退職）に会議への出席を求めて聴取を行った。

なお、関係者聴取を行うに当たり、委員長から聴取を受ける元課長が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示が事務局にあったことから、事務局職員の出席も最小限とし、生活福祉課の職員も立ち会わずに行った。

2 主な質疑内容

(1) 委員から前課長に対しては、主に、生活保護に携わった経歴やその職務内容、前課長が生活保護所管課の課長当時に行っていた業務内容や当時の業務の状況等について聴取が行われた。

(2) 委員からの質問に対し前課長は、主に次のような回答を行った。

- ・生活保護の業務には、通算で3回担当をしてきた。1度目は新人のころにケースワーカーとして約8年、2度目は主幹、課長補佐、参事として、3度目が課長として生活保護業務に関わってきた。なお、査察指導員、経理担当、医療担当の経験はないこと。
- ・課内の人事については課長の権限であるが、課長当時、実際には実情を把握している査察指導員がケースワーカーの地区担当を決めており、それを了承するという形で各ケースワーカーの地区担当を決めていたこと。
- ・課長当時、ケースワーカーからの相談などは査察指導員を通して受けていた。処遇困難なケースへの対応については、福祉事務所長、課長、査察指導員と担当ケースワーカーで行われる公式の会議を行っていたこと。
- ・課長着任時、前任者からの引き継ぎは書面で行われていた。生活保護の係、地域福祉の係、市営住宅の係のそれぞれ引き継ぎ事項があり、生活保護の係の引継事項で記憶にあるのは大阪府から監査でケースワーカーの人数が少ないと指摘されていたことぐらいであること。
- ・もともと査察指導員が主幹の1人だけで、その査察指導員の主幹からもケースワーカーを増やして欲しいと頼まれていたが、部長とも相談した中で、査察指導員の主幹が大変な状況にあったので、ケースワーカーを3人要望するのではなくて、査察指導の体制を2名にする人事の要望を行ったこと。
- ・本件元職員の残業が多く、人事課からも指摘があったこと。その際には、本件元職員に健康面のこともあるので何度か指導はしていたが、仕事の割り振りについては査察指導員に任せていたので、仕事の割り振りを変えるようなことはなかったこと。

- ・ケースワーカーをしていた当時、他人名義の印鑑を預かるというようなことはしておらず、課長当時、生活保護所管課に他人名義の印鑑があったということは全然知らなかったこと。
- ・生活保護電算システム自体は、課長のパソコン端末には導入されておらず、システムの管理者として管理するという発想はなかったこと。
- ・追加支給用の資金前渡金通帳の確認は、当時は職員を全面的に信用していたので、確認などはしていなかったこと。
- ・平成23年4月に本件元職員が生活保護所管課から異動した後に、既に生活保護として支給されたお金が本来払われるべきところに払われていないという事案については、報告を受けた記憶がないこと。また、異動後の引継ぎ期間を過ぎても本件元職員が夕方5時半以降に生活保護所管課内で業務をしていたという記憶はないこと。
- ・会計課から資金前渡金の精算が終了していないとの連絡を受けたときは、本件元職員に対応するよう指示をしたように思うが、記憶は定かではないこと。

3 委員による審議

関係者聴取の終了後、これまでの審議や提出された資料における委員の疑問点などについて生活福祉課職員に確認が行われ、資料の記載内容等について整理が行われた。

4 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会は、委員長から生活保護電算システム会社のシステム担当者と生活保護業務の経理担当から別々に聴取したい旨の発言があり、次回の関係者聴取に関し

ても非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。

なお、委員長から生活保護電算システム会社のシステム担当者の聴取には、生活保護所管課の職員が立ち会うように指示があり、また、生活保護業務の経理担当の聴取に際しては、当該経理担当職員が自由に発言できる環境に配慮するようとの指示があった。

以 上